

第3回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 平成31年3月28日

出席者	1. 菊池勇夫 2. 中野誠五 3. 甲斐奉文 4. 中田辰美 5. 森田正春 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 田野敏広 9. 山口時義 10. 藤本政嗣 11. 黒木民徳 12. 藤田博文 13. 菊田正光 14. 竹田親吏
議事録署名人 8番 田野 敏広 委員 10番 藤本 政嗣 委員	
開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、平成31年第3回美郷町農業委員会総会を開会いたします。一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は9番山口時義委員より欠席届が出されております。ただ今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは平成31年第3回総会の議事に入りたいと思います。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名。8番田野敏広委員、10番藤本政嗣委員を指名いたします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますが異議ありませんか。</p> <p><異議なし></p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
局長	2ページをお開きください。議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった

ので、承認を求める。平成 31 年 3 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 16 番から 24 番までの 9 件となっております。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。農地法 3 条の規定によります。その前に資料の訂正をお願いします。申請理由のところでは賃貸借になっておりますが所有権移転（贈与）に訂正を願います。利用計画の上段から 7 点目までがシキミとなっておりますが、申請地 211 番がシキミ。247 番 1 が栗。以下がシキミへ訂正をお願いいたします。受付番号は 16 番になります。譲受人が、美郷町南郷神門の 77 歳の方と日向市鶴町の 49 歳の方 2 名でございます。譲渡人は、大阪府堺市の 70 歳の方。申請地は、南郷鬼神野字小田、合計 13 筆、6,236. 82 m²になります。現況地目につきましても小田の 211 番、折立の 247 番 1 から 251 番 18 までが畑。折立 257 番から 275 番、折立上原 408 番 2 から 408 番 4 が田です。面積合計 6,236. 82 m²になります。申請理由は、贈与。利用計画は先ほど訂正しました通り 211 番がシキミ。247 番 1 が栗。251 番 16 から 259 番までがシキミ。261 番 2 が野菜。267 番から 275 番までが水稻。折立上原 408 番 2 から 408 番 4 がシキミとなっております。譲受人の経営ですが、自作地が合計で 6,574 m²。家畜についてはありません。家族総数 2 名の労力 2 名になります。5 ページが集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の調査報告をお願いします。

中田委員

4 番、中田です。申請人ですが譲受人が 77 歳の方、日向在住の養子で日向で働いていますが時々帰ってきて親の手伝いをしています。譲渡人ですが申ご承知の方もいらっしゃると思いますが大阪の方で会社の社長をしております、こちらのほうにきて色々することはないからと親戚である譲受人に全部贈与するということでした。内容については説明のあったとおりで何も問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 16 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。本案件に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

全員賛成で、番号 16 番につきましても、原案通り可決いたしました。。
続きまして、議案番号 17 番本案件の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。農地法 3 条による許可申請書。申請人の譲受人は、南郷鬼神野の 31 歳の方。譲渡人は、熊本県益城町の 84 歳の方。申請地は、南郷鬼神野字折立上原、現況地目は畑。面積は 420 m²。申請理由は、所有権移転の売買。利用計画は野菜となっております。契約内容については全部を 10 万円での売買です。譲受人の経営ですが、自作地合計で 9,000. 4 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 4 名です。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の調査報告をお願いします。

中田委員

4 番、中田です。申請人の譲受人ですが役場の職員です。ご両親の自宅の後にあり、譲渡人が昔住んでいた場所です。家の下ということでご商談をもちかけたとのこと。内容については事務局からの説明のとおりです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 17 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。本案件に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、番号 17 号、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、申請番号 18 番、19 番の本案件 2 件については譲受人が同一でありますので同時審査をお願いします。提案理由の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。農地法第 3 条による許可申請。受付番号 18 番、19 番になります。譲受人が同一です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 64 歳の方。譲渡人が、18 号が西郷田代の 69 歳の方、19 号が西郷田代の 69 歳の方。申請地は、両方共西郷田代田中ノ前。18 号が 2 筆で 1,021 m²、19 号が 3 筆の 995 m²となっております。申請理由は、賃借権。利用計画は水稻。期間が平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日の 3 年間。対価につきましては、18 号が全部でもみ 30kg。19 号も全部でもみ 30kg。支払い方法は収穫後。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 14,716 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力は 1 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の調査報告をお願いします。

林田委員

6番、林田です。譲渡人は2人共一人でおるわけですが、機械もなし。以前、人に預けていたんですけども自分で管理は難しいということで、譲受人のほうに話がいったようです。少ない面積でありまして、なかなか買い手もないということで、譲受人が地区長もされているという方でありまして、私としても地区が荒れてはいけないということだったんですけどもこの方が手をあげていただいたということで喜んでいただいております。問題ないと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号18番、19番本案件2件について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。本案件に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、番号18番、19番、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号20番の説明をお願いします。

事務局員

10ページをお開きください。農地法第3条による許可申請。受付番号は20番です。申請人の譲受人が、西郷田代の77歳の方。譲渡人が、西郷田代の85歳の方。申請地は、西郷田代谷川と上ノ小川、計3筆の田、合計3,084㎡。申請理由は、賃貸借。利用計画は飼料作物。契約内容ですが、平成31年4月1日から平成36年3月31日の5年間。対価が10アールあたり1万円、支払い方法は年末現金払いとなっております。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて12,632㎡。家畜は牛7頭飼育しております。家族総数2名労力2名です。地籍集成図は11ページとなっております。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の調査報告をお願いします。

森田委員

5番、森田です。譲受人は畜産関係をやられております。譲渡人は施設におりました。子供さんも県外に出ております。当人同士も親戚関係でありまして、従来から他の地域の田も譲受人が面倒をみているようです。何も問題は無いと思っております。審議の程、よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 20 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。本案件賛成の方は挙手をお願いします。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員賛成で、番号 20 番本案件は原案通り可決いたしました。

番号 21 番、22 番、23 番本案件につきましては譲受人が同一人物でありますので同時審議をお願いしたいと思います。説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。申請人が 21 番、22 番、23 番同一です。譲受人、北郷宇納間の 70 歳の方。譲渡人が 21 番が 87 歳の方、22 番が 58 歳の方、23 番が 70 歳の方になります。21 番のほうから申請地が北郷宇納間、甲田、現況地目が田で面積が 988 m²になります。続きまして 22 番の申請地が北郷宇納間、甲田、現況地目が田で面積が 942 m²。23 番の申請地が北郷宇納間、竹ノ原他計 5 筆、現況地目が田 8512 m²、申請地の合計が計 7 筆、合計面積が 10442 m²。申請理由が賃貸借。利用計画が W C S と水稲になります。契約内容が 5 年の平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日。対価については 21 番が全部で 1 万 5 千円、年末現金支払い。22 番が全部で玄米 1 袋、収穫後物納。23 番が 10a 当り 1 万 4 千円年末現金支払いとなっております。譲受人の経営ですが自作地、借入地合せて 24,325 m²。家畜が牛が 30 頭。家族が総数 2 名労力 2 名です。案件について 23 番については経営基盤強化法からの切替申請。他 21 番、22 番については新規案件となっております。13 ページと 14 ページが地籍集積図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番藤本です。譲受人の方については説明のとおり、和牛を 30 頭近く飼育しており、借受地も結構ございます。21 番と 22 番につきましては場所は宇納間の保育所の下にある田です。竹ノ原は自宅から近い長野地区です。本人は農地を借りて W C S を作っていて地域のとっても非常にありがたい存在です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりました。議案の審議に入ります。受付番号 21 番、22 番、23 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。本案件賛成の方は挙手をお願いします。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員賛成で、番号 21 番、22 番、23 番本案件は原案通り可決いたしました。。

続きまして受付番号 24 番

本案件関係の推進委員の方、退席をお願いします。

本案件の説明をお願いします。

事務局

15 ページをお開きください。受付番号 24 番。譲受人が日向市の 64 歳の方。譲渡人が延岡市の 74 歳の方。申請地が北郷宇納間平田、計 3 筆。現況地目が田、面積の合計が 1,515 m²。申請理由が使用貸借。利用計画が野菜、水稻。契約内容が 10 年、平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日まで。譲受人の経営ですが自作地が 4,390 m²。家畜はなし。家族が総数 1 名労力 1 名。16 ページが地籍集積図になっております。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番藤本です。譲受人が推進委員ということです。住所は日向市となっておりますが、実際、宇納間に住んでいることが多いということです。この田については宇納間保育所のすぐ下になります。以前はほかの方がこの 3 枚の田を管理されていたのですが、今回譲受人が預かってくれるということで今回この案件に出ています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりました。議案の審議に入ります。受付番号 24 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。本案件賛成の方は挙手をお願いします。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員賛成で、番号 24 番本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。

局長

18ページをお開きください。議案第8号、農業基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。平成31年3月28日提出、美郷町農業委員会、会長、菊田正光。次の18ページから対象農用地の位置図となっております。受付番号については25番から30番となっております。詳細につきましては担当がご説明いたします。

事務局員

19ページをお開きください。農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係。利用権の設定を受ける者が、宮崎市の公益社団法人、利用権を設定する者が、南郷鬼神野の83歳の方。利用権を設定する土地が南郷鬼神野字小田、現況地目が田、面積が2,353㎡。利用権の種類が使用貸借権。利用計画が水稻。貸借期間が6年11月、平成31年3月31日から平成38年2月28日まで。利用権設定の区分は新規となっております。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

本案件につきましては、利用権の設定を受ける者が公益社団法人ですが、利用権を設定する者の経営的な内容がもしおわかりになるようでしたら、調査委員の説明をお願いします。

中田委員

4番、中田です。利用権を設定する者ですが、この方は年齢的に83歳で農業を畑を少しやっている状態で、水稻とかはできるような状態ではありません。何も問題はないと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号25番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。本案件に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、25番、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号26番、本案件の説明をお願いします。

事務局員

21 ページをお開きください。農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係。受付番号 26 番。利用権の設定を受ける者が、西郷田代の 67 歳の方。利用権を設定する者が、西郷田代の 71 歳の方。利用権を設定する土地が西郷田代字飛山、計 2 筆、田、面積合計 1,536 m²。利用権の種類が貸借権。利用計画がWC S。貸借期間が平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日の 4 年間。金額は全部で 16,000 円。支払方法は年度末口座払い。設定を受ける者の経営状況、経営面積は自作地、小作地合せて 56,959 m²。家族は総数 4 名労力 2 名。利用権設定区分は継続案件。地籍集積図は 22 ページです。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。継続審議でありますけども利用権の設定を受ける者は町議をしております、そして農業にも取り組んでおります。利用権を設定する者から買取ってほしいと申し入れもあったようですが、名義変更等なかなか問題があり、もう一回 4 年間だけ預かってみようかということでこの話がまとまったようです。継続でありますので、前も問題ないと聞いておりますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 26 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

中田委員

4 番、中田です。お伺いしますが、利用権の設定を受ける者は牛を飼っていると思いますが、何頭ほどもっておられますか。

議長

回答は後でということで、ほかにございませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。本案件に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、受付番号 26 番、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 27 番、28 番利用権を受ける者が同一ですので、2 件同時の審議をお願いします。説明をお願いします。

事務局員	<p>23 ページをお開きください。農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係。受付番号 27 番、28 番。利用権の設定を受ける者が宮崎市の公益社団法人。利用権を設定する者、27 番が西郷田代の 91 歳の方、28 番が西郷田代の 64 歳の方。利用権を設定する土地が西郷田代字山ノ川、27 番が計 2 筆の 762 ㎡、28 番が計 2 筆の 1,716 ㎡。合計 4 筆、2,478 ㎡。利用権の種類が賃借権、利用計画が水稻、賃借期間が平成 31 年 5 月 1 日から平成 41 年 4 月 30 日までの 10 年間、金額単価が上から筆ごとに、全部で 850 円、全部で 6,760 円、全部で 6,760 円、全部で 10,400 円、支払方法が 12 月 10 日までに口座振込。利用権の設定区分は 2 件共新規。24 ページが地籍集成図です。</p>
議長	<p>本案件につきまして、利用権の設定につきまして補足説明がございましたら調査員の方よろしくお願ひします。</p>
森田委員	<p>5 番、森田です。設定する者の 27 番と 28 番の方、義理の親子関係です。設定を受ける者は中間管理機構です。この集落について、全集落管理機構に取り組んでいまして、公益社団法人ですので、問題は無いと思われまますので審議のほうよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 27 番、28 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p><なし></p>
	<p>無いようですので採決に移ります。本案件に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p><全員、挙手></p>
	<p>ありがとうございます。全員挙手で、27 番、28 番、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、受付番号 29 番、説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>25 ページをお開きください。農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係。受付番号 29 番。利用権の設定を受ける者が西郷田代の 45 歳の方。利用権を設定する者が美郷町長です。利用権を設定する土地、西郷田代字原良、計 6 筆の畑、対象面積が 4470 ㎡。利用権の種類が賃借権。利用計画がミニトマト。賃借期間が平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間。金額が反あたり 6,000 円。支払方法が年度末現金払。設定を受ける者の経営状況。経営面積が自作地のみ 9,422 ㎡。家族が総数 1 名労力 1 名。利用権の設定区分が継続。26 ページの地籍集成図は地番全部の図となりますが、わかりにくいので、27 ページのハウスの部分が対象となる農地図です。去年、期間を遡って</p>

審議していただいた案件の契約期間が切れるということで、継続での案件となります。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6番、林田です。設定を受ける者についてはミニトマトを栽培しております。場所については、以前JAファームが請け負っていた場所になります。継続案件でこれまでも問題ないと聞いておりますのでご審議のほどお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号29番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。本案件に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、受付番号29番、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号30番、説明をお願いします。

事務局

28ページをお開きください。農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係。受付番号30番。利用権の設定を受ける者が、西郷田代の60歳の方。利用権を設定する者が、西郷田代の65歳の方。利用権を設定する土地が、西郷田代字沖ノソネ、現況地目は田、面積は529㎡。利用権の種類が賃借権。利用計画がWCS。賃借期間が、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間。金額が全部で5,000円。支払方法は8月に現金払。設定を受ける者の経営状況。経営面積が自作地、小作地合わせて80,071㎡。家族が総数5名労力4名。利用権設定区分は継続。29ページが地籍集成図です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中野委員

2番、中野です。継続案件です。今までも問題はありませんでした。利用権を設定する者は、本業はサッシ屋としいたけ栽培をしております。利用権の設定を受ける者は、集落営農組合の組合長をしております。この田につきましては条件は悪いのですが、引き受けていただきました。現在、当地区では耕作放棄地はございません。よろしく審議をお願いします。

議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 30 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。本案件に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、受付番号 30 番、本案件は原案通り可決いたしました。</p>
事務局員	<p>先ほどの 26 番の質疑について解答いたします。利用権の設定を受ける者について、保有頭数は 12 頭でございます。</p>
議長	<p>受付番号 26 番の保有数は 12 頭だということです。</p> <p>続きまして、報告案件です。報告第 4 号、農地の賃貸借合意解約書について。報告をお願いします。</p>
局長	<p>30 ページをお開きください。報告第 4 号、農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告いたします。平成 31 年 3 月 28 日、美郷町農業委員会、会長、菊田正光。31 ページから 4 件です。詳細につきましては担当者より説明いたします。</p>
事務局員	<p>31 ページをお開きください。南郷鬼神野字小田について、農地法第 18 条第 6 項で賃貸借契約がなされておりましたが、平成 31 年 2 月 22 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。解約書については 32 ページをご覧ください。</p> <p>続きまして 33 ページをお開きください。南郷鬼神野字折立について、先ほどの第 3 条で土地の所有者が変わる関係での解約です。平成 31 年 3 月 19 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。解約書については 34 ページをご覧ください。</p> <p>35 ページをお開きください。西郷田代字下鶴について、農地法第 3 条で土地の賃貸借の契約が平成 27 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までが自動継続していた件での解約となります。平成 31 年 2 月 28 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。解約書については 36 ページをご覧ください。</p> <p>37 ページをお開きください。北郷宇納間字平田他 2 筆について、農地法第 3 条で土地の賃貸借の契約が平成 27 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日以降継続していた件での解約となります。平成 31 年 3 月 19 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。解約書については 38 ページをご覧ください。以上です。</p>

議長

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、平成31年第3回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

美郷町農業委員会 委員 藤本 政嗣

